

不動産登記規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

一	不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）	2
二	抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）	13
三	鉅害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）	14
四	商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）	15
五	確定日付手数料規則（平成五年法務省令第三十号）	19
六	動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）	20
七	後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二二号）	22
八	工場抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十三号）	23
九	立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）	24
十	船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）	25
十一	農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）	29
十二	建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）	33
十三	夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）	35
十四	企業担保登記規則（平成十七年法務省令第三十八号）	36

改 正 案	現 行
<p>（登記記録の閉鎖）</p> <p>第八条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。</p> <p>（地図）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。</p> <p>一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）甲二まで</p> <p>二・三（略）</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（登記記録の閉鎖）</p> <p>第八条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由及びその年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。この場合において、登記記録の全部を閉鎖するときは、閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。</p> <p>（地図）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。</p> <p>一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第五に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）甲二まで</p> <p>二・三（同上）</p> <p>5・6（同上）</p>

(受付帳)

第十八条の二 受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。

2 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

(保存期間)

第二十八条 (略)

一〇七 (略)

八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年から十年間(登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳にあつては、受付の年の翌年から一年間)

九〇十八 (略)

(登記識別情報の通知を要しない場合等)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 登記官は、第一項第二号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を、同項第三号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄することができる。

4 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報又は登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

(新設)

(新設)

(保存期間)

第二十八条 (同上)

一〇七 (同上)

八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年から十年間

九〇十八 (同上)

(登記識別情報の通知を要しない場合)

第六十四条 (同上)

2 (同上)

(新設)

(新設)

(登記識別情報を記載した書面の廃棄)

第六十九条 (略)

2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

(区分建物の登記記録の閉鎖)

第一百七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合には、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物（以下この条において「閉鎖建物」という。）が属する一棟の建物に他の建物（附属建物として登記されているものを除く。）が存することとなるときは、第八条の規定にかかわらず、閉鎖建物の登記記録に記録された次に掲げる事項を抹消する記号を記録することを要しない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(敷地権の登記の抹消)

第二百二十四条 (略)

2・3 (略)

4 登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかわらず、新たに当該土地の登記記録を作成した上、当該登記記録の表題部に従前の登記記録の表題部にされていた登記を移記するとともに、権利部に、権利の順序に従って、同項の規定により転写

(登記識別情報を記載した書面の廃棄)

第六十九条 (同上)

(新設)

(区分建物の登記記録の閉鎖)

第一百七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合には、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物（以下この条において「閉鎖建物」という。）が属する一棟の建物に他の建物（附属建物として登記されているものを除く。）が存することとなるときは、第八条後段の規定にかかわらず、閉鎖建物の登記記録に記録された次に掲げる事項を抹消する記号を記録することを要しない。

一 四 (同上)

2・3 (同上)

(敷地権の登記の抹消)

第二百二十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかわらず、新たに当該土地の登記記録の権利部の相当区を作成した上、当該新たに作成された権利部の相当区に、権利の順序に従って、同項の規定により転写すべき登記を転写し、かつ、従前の登記

すべき登記を転写し、かつ、従前の登記記録の権利部にされていた登記を移記しなければならない。この場合には、従前の登記記録の表題部及び権利部にこの項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、従前の登記記録を閉鎖しなければならない。

5～9 (略)

10 第六条後段の規定は、第四項の規定により登記を移記する場合について準用する。

(敷地権の不存在による更正の登記)

第二百二十六条 (略)

2 (略)

3 第二百二十四条第三項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

(敷地権付き区分建物の滅失の登記)

第四百四十五条 第二百二十四条第一項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は、敷地権付き区分建物の滅失の登記をする場合について準用する。

2 (略)

(登記完了証)

第八十一条 (略)

2 前項の登記完了証は、別記第六号様式により、次の各号に掲げる事項

記録の権利部の相当区にされていた登記を移記しなければならない。この場合には、従前の登記記録の権利部の相当区に当該土地の不動産所在事項並びに本項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、従前の登記記録の権利部の相当区を閉鎖しなければならない。

5～9 (同上)

(新設)

(敷地権の不存在による更正の登記)

第二百二十六条 (同上)

2 (同上)

3 第二百二十四条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

(敷地権付き区分建物の滅失の登記)

第四百四十五条 第二百二十四条第一項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、敷地権付き区分建物の滅失の登記をする場合について準用する。

2 (同上)

(登記完了証)

第八十一条 (同上)

2 前項の登記完了証は、別記第六号様式により、不動産所在事項、不動

を記録して作成するものとする。

一 申請の受付の年月日及び受付番号

二 第四百四十七条第二項の符号

三 不動産番号

四 法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項

五 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）

六 法第二十七条第二号の登記の年月日

七 申請情報（電子申請の場合にあつては、第三十四条第一項第一号に規定する情報及び第三十六条第四項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあつては、登記の目的に限る。）

（登記完了証の交付の方法）

第八十二条 登記完了証の交付は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一・二 （略）

（削る）

2 送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、そ

産番号、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号を記録して作成するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（登記完了証の交付の方法）

第八十二条 登記完了証の交付は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一・二 （同上）

2 前項第一号の規定にかかわらず、官庁又は公署が登記権利者のために電子申請により登記の嘱託をしたときにおける登記完了証の交付は、同項第二号に定める方法によりすることができる。

（新設）

の旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。

3 第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により登記完了証を交付する場合について準用する。

(登記が完了した旨の通知を要しない場合)

第百八十二条の二 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第百八十一条第一項の規定にかかわらず、申請人に対し、登記が完了した旨の通知をすることを要しない。この場合においては、同条第二項の規定により作成した登記完了証を廃棄することができる。

一 前条第一項第一号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。

二 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。

2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(登録免許税を納付する場合における申請情報等)

第百八十九条 (略)

(登録免許税を納付する場合における申請情報等)

第百八十九条 (同上)

256 (略)

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第九十三條 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。地図等又は登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一5六 (略)

七 送付の方法により登記事項証明書、地図等の全部若しくは一部の写し又は土地所在図等の全部若しくは一部の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

256 (略)

256 (同上)

7 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第九十三條 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。地図等又は登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一5六 (同上)

(新設)

256 (同上)

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 登記事項証明書の交付の請求は、前二項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならぬ。

第九十五条 削除

(登記事項証明書の作成及び交付)

第九十七条 (略)

25 (略)

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)

第九十四条 (同上)

2 (同上)

3 送付の方法による登記事項証明書の交付の請求は、第一項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合には、請求人は、送付先の住所を請求情報の内容としなければならない。

(他の登記所の登記官に対してする登記事項証明書の交付の請求の制限)

第九十五条 法第十九条第五項の法務省令で定める場合は、登記記録のうち甲区若しくは乙区に記録されている登記の数(仮登記の余白の数を含む。)が五百を超える場合又は請求に係る一不動産の情報量が二百キロバイトを超える場合とする。

(登記事項証明書の作成及び交付)

第九十七条 (同上)

25 (同上)

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

(登記事項証明書の受領の方法)

第九十七条の二 第九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、
法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

(地図等の写し等の作成及び交付)

第二百条 (略)

2・3 (略)

4 第九十四条第二項及び第三項並びに第九十七条の二の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

(土地所在図等の写し等の作成及び交付)

第二百一条 (略)

2・3 (略)

4 第九十四条第二項及び第三項並びに第九十七条の二の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第十九条第一項及び第二項、第二十條第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 (略)

(新設)

(地図等の写し等の作成及び交付)

第二百条 (同上)

2・3 (同上)

4 第九十四条第二項及び第三項の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

(土地所在図等の写し等の作成及び交付)

第二百一条 (同上)

2 (同上)

4 第九十四条第二項及び第三項の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第十九条第一項及び第二項、第二十條第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の手数料を登記印紙をもって納付するときは、請求書に登記印紙をはり付けてしなければならない。

2 (同上)

(筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)

第二百三十八条 法第四百十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し

(筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。)の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この節において「請求情報」という。)を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 送付の方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をするときは、

その旨及び送付先の住所

2～5 (略)

(筆界特定書等の写しの作成及び交付)

第二百四十条 (略)

2 (略)

3 筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百十九条第一項及び第二項の手数料を

(筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)

第二百三十八条 法第四百十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し

(筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。)の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この節において「請求情報」という。)を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一～四 (同上)

(新設)

2～5 (同上)

(筆界特定書等の写しの作成及び交付)

第二百四十条 (同上)

2 (同上)

3 筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百十九条第一項及び第二項の手数料を

収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二十条第二項及び第二百一十一条第二項」とあるのは「法第四百九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第一百九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百一十一条第一項及び第二項」とあるのは「法第四百九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

別記第六号（第八十一条第二項関係）

（略）

登記印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二十条第二項及び第二百一十一条第二項」とあるのは「法第四百九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第一百九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百一十一条第一項及び第二項」とあるのは「法第四百九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

別記第六号（第八十一条第二項関係）

（略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p> 第十一条 抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項及第百二十一条第二項ノ手数料ハ収入印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ ②・③ （略） 第十八条 （略） ② 手数料ハ収入印紙ヲ申請書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ </p>	<p> 第十一条 抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項及第百二十一条第二項ノ手数料ハ登記印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ ②・③ （同上） 第十八条 （同上） ② 手数料ハ登記印紙ヲ申請書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ </p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（謄抄本交付の手数料及び送付に要する費用） 第十三条 令第八条第一項の手数料は、収入印紙を請求書に貼つて、納めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（謄抄本交付の手数料及び送付に要する費用） 第十三条 令第八条第一項の手数料は、登記印紙を請求書にはつて、納めなければならない。</p> <p>2・3 （同上）</p>

四 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料等の納付）</p> <p>第二十八条 法第十三条第二項本文の規定による法第十条から法第十二条までの手数料の納付は、<u>収入印紙を申請書に貼つて</u>、しなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十九条第五項の手数料は、収入印紙を第一項の書面に貼つて、納付しなければならない。</p> <p>（電子情報処理組織による登記の申請等）</p> <p>第一百一条 法務大臣の指定する登記所（以下「オンライン指定登記所」という。）においては、法務大臣が特に命ずる場合を除き、次に掲げる申請又は請求は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請又は当該請求は</p>	<p>（手数料等の納付）</p> <p>第二十八条 法第十三条第二項本文の規定による法第十条から法第十二条までの手数料の納付は、<u>登記印紙を申請書にはつて</u>、しなければならぬ。</p> <p>2 （同上）</p> <p>第六十三条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 法第四十九条第五項の手数料は、登記印紙を第一項の書面にはつて、納付しなければならない。</p> <p>（電子情報処理組織による登記の申請等）</p> <p>第一百一条 （同上）</p>

、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一 登記の申請（これと同時にする受領証の交付の請求を含む。以下同じ。）

二 登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求

2・3 (略)

(電子情報処理組織による登記の申請の場合の手数料の納付方法)

第六六条 (略)

2 (略)

3 第一百一条第一項に規定する方法により法第四十九条第一項の規定による登記の申請をする場合において、収入印紙をもつて手数料を納付するときは、第六十三条第三項中「第一項の書面」とあるのは、「登記官の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

4 (略)

(登記事項証明書等の交付の請求の方法)

第七七条 第一百一条第二号の規定により登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、次の各号に掲げる事項に係る情報（印鑑の証明書の交付の請求にあつては、当該情報に第七二条第一項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならない。

一 この規則の規定により申請書に記載すべき事項

二 登記事項証明書の交付を求めるとき（第四号に規定するときを除く

一 登記の申請（これと同時にする受領証の交付又は送付の請求を含む。以下同じ。）

二 登記事項証明書又は印鑑の証明書の送付の請求

2・3 (同上)

(電子情報処理組織による登記の申請の場合の手数料の納付方法)

第六六条 (同上)

2 (同上)

3 第一百一条第一項に規定する方法により法第四十九条第一項の規定による登記の申請をする場合において、登記印紙をもつて手数料を納付するときは、第六十三条第三項中「第一項の書面」とあるのは、「登記官の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

4 (同上)

(登記事項証明書等の送付の請求の方法)

第七七条 第一百一条第二号の規定により登記事項証明書又は印鑑の証明書の送付の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、この規則の規定により申請書に記載すべき事項に係る情報（印鑑の証明書の送付の請求にあつては、当該情報に第七二条第一項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならない。

(新設)

(新設)

。）は、登記所で交付を受ける旨

三 印鑑の証明書の交付を求めるとき（第五号に規定するときを除く。

）は、登記所で交付を受ける旨及び印鑑カード番号

四 登記事項証明書の送付を求めるときは、その旨及び送付先の住所

五 印鑑の証明書の送付を求めるときは、その旨、印鑑カード番号及び送付先の住所

2 代理人によつて前項の規定による請求をするときは、法務大臣の定めるところに従い、その権限を証する書面に代わるべき情報（印鑑の証明書の交付の請求にあつては、当該情報にその作成者が第百二条第一項に規定する措置を講じたもの）を併せて送信しなければならない。

3 第百二条第三項、第四項、第五項第一号及び第六項の規定は、第一項の規定により印鑑の証明書の交付の請求をする場合に前二項の情報と併せて送信すべき電子証明書に準用する。

4 第一項の規定による請求については、第二十二條第二項（印鑑の証明書の交付の請求にあつては、印鑑の証明書の送付を求めるとき（以下「印鑑の証明書の送付の請求」という。）に限る。）、第二十八條第二項及び第三十三條の規定並びに第二十九條の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

5 第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項証明書の送付を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める書面を提出しなければならない。

6 第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求（印鑑の証明書の送付の請求を除く。）についての第二十二條第二項の規定の適用については

（新設）

（新設）

（新設）

2 代理人によつて前項の規定による請求をするときは、法務大臣の定めるところに従い、その権限を証する書面に代わるべき情報（印鑑の証明書の送付の請求にあつては、当該情報にその作成者が第百二条第一項に規定する措置を講じたもの）を併せて送信しなければならない。

3 第百二条第三項、第四項、第五項第一号及び第六項の規定は、第一項の規定により印鑑の証明書の送付の請求をする場合に前二項の情報と併せて送信すべき電子証明書に準用する。

4 第一項の規定による請求については、第二十二條第二項、第二十八條第二項及び第三十三條の規定並びに第二十九條の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

（新設）

（新設）

、同項中「前項の申請書を提出する場合」とあるのは「第一百七条第一項の規定により印鑑の証明書の交付を受けようとする場合」と、「印鑑カード」とあるのは「法務大臣の定める書面を提出し、及び印鑑カード」とする。

7| (略)

8| 第一百一条第一項に規定する方法により登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第一百八条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一百二条第一項の規定による登記の申請又は前条第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求 当該署名等をすべき者による第一百二条第一項に規定する措置

二 前条第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求 申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置

5| (同上)

6| 第一百一条第一項に規定する方法により登記事項証明書又は印鑑の証明書の送付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第一百八条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による第一百二条第一項に規定する措置(前条第一項の規定による登記事項証明書の送付の請求にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置)とする。

(新設)

(新設)

五 確定日付手数料規則（平成五年法務省令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 前項に規定する手数料は、請求書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。</p>
<p>現 行</p>	<p>1 （同上）</p> <p>2 前項に規定する手数料は、請求書に当該手数料の額に相当する額の登記印紙をはって納付しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（電子情報処理組織による登記の申請等）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 法務大臣の指定する登記所においては、法務大臣が特に命ずる場合を除き、概要記録事項証明書の交付の請求は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用することができる。ただし、当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法）</p> <p>第二十八条 第二十四条第一項の規定による同項第二号に掲げる請求又は同条第二項の規定による請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、申請書の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報（登記事項証明書の交付の請求にあつては、当該情報に第二十六条第一項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 登記事項概要証明書等の交付を求めるとき（次号に規定するときを除く。）は、登記所で交付を受ける旨</p>	<p>（電子情報処理組織による登記の申請等）</p> <p>第二十四条（同上）</p> <p>2 法務大臣の指定する登記所においては、法務大臣が特に命ずる場合を除き、概要記録事項証明書の送付の請求は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用することができる。ただし、当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。</p> <p>3（同上）</p> <p>（登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法）</p> <p>第二十八条（同上）</p> <p>一～三（同上）</p> <p>（新設）</p>

<p>五 登記事項概要証明書等の送付を求めるときは、その旨及び送付先の住所</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項の規定により登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書を送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項概要証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める書面を提出しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める書面を提出し、及び当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類を提示しなければならぬ。</p> <p>7 (略)</p> <p>(手数料等の納付の方法)</p> <p>第三十五条 法第二十一条第二項本文及び令第十八条第四項の規定による手数料の納付は、収入印紙を申請書に貼って、しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2～4 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (同上)</p> <p>(手数料等の納付の方法)</p> <p>第三十五条 法第二十一条第二項本文及び令第十八条第四項の規定による手数料の納付は、登記印紙を申請書にはって、しなければならない。</p> <p>2～5 (同上)</p>
--	---

七 後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（手数料等の納付の方法） 第三十三条 法第十一条第二項本文及び令第十七条第四項の規定による手数料の納付は、<u>収入印紙を嘱託書又は申請書に貼って</u>、しなければならない。 ない。 2～4 （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（手数料等の納付の方法） 第三十三条 法第十一条第二項本文及び令第十七条第四項の規定による手数料の納付は、<u>登記印紙を嘱託書又は申請書にはって</u>、しなければならない。 ない。 2～4 （同上）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記規則の適用関係）</p> <p>第六条 工場財団の登記に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の規定の適用については、同令の規定（同令第一条第九号を除く。）中「不動産所在事項」とあり、及び同令第百八十一条第二項第四号中「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」とあるのは、「工場の名称及び位置、主たる営業所並びに営業の種類」とする。</p>	<p>（不動産登記規則の適用関係）</p> <p>第六条 工場財団の登記に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の規定の適用については、同令の規定（同令第一条第九号を除く。）中「不動産所在事項」とあるのは、「工場の名称及び位置、主たる営業所並びに営業の種類」とする。</p>

九 立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記規則の適用関係）</p> <p>第二条 立木の登記に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の規定の適用については、同令の規定（同令第一条第九号を除く。）中「不動産所在事項」とあり、及び同令第八十一条第二項第四号中「法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項」とあるのは、「立木の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに樹木が一筆の土地の一部に生立するときは当該部分」とする。</p>	<p>（不動産登記規則の適用関係）</p> <p>第二条 立木の登記に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の規定の適用については、同令の規定（同令第一条第九号を除く。）中「不動産所在事項」とあるのは、「立木の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに樹木が一筆の土地の一部に生立するときは当該部分」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>第四十五条 登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならぬ。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 送付の方法により登記事項証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）</p> <p>第四十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 登記事項証明書の交付の請求は、前二項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、</p>	<p>（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>第四十五条 登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならぬ。</p> <p>一～六 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2～7 （同上）</p> <p>（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）</p> <p>第四十六条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 送付の方法による登記事項証明書の交付の請求は、第一項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合には、</p>

書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならぬ。

(登記事項証明書の作成及び交付)

第四十七条 (略)

2～5 (略)

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

(登記事項証明書の受領の方法)

第四十七条の二 第四十六条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付の請求をした者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

(不動産登記規則の準用)

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六

請求人は、送付先の住所を請求情報の内容としなければならない。

(登記事項証明書の作成及び交付)

第四十七条 (同上)

2～5 (同上)

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

(新設)

(不動産登記規則の準用)

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六

条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四百八条から第五十五条まで、第六十三条から第六十六条まで、第六十七條（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六十八条（第一項を除く。）、第六十九条（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七十六条（第三項を除く。）、第七十八条から第八十条まで、第八十一条（第二項第三号を除く。）から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十四条から第八十八条まで、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百条、第八十一条第二項、第八十四条及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四百八条から第五十五条まで、第六十三条から第六十六条まで、第六十七條（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六十八条（第一項を除く。）、第六十九条（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七十六条（第三項を除く。）、第七十八条から第八十条まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十四条から第八十八条まで、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百条、第八十一条第二項、第八十四条及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)

(略)	第百八十一条第二項第 四号
(略)	法第三十四条第一項 各号及び第四十四条 第一項各号(第六号 及び第九号を除く。)に掲げる事項
(略)	船舶の表示又は製造中の 船舶の表示
(同上)	第百八十一条第二項
(同上)	不動産所在事項、不 動産番号
(同上)	船舶の表示又は製造中の 船舶の表示

改 正 案	現 行
<p>（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>第三十六条 登記事項証明書又は令第十六条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 送付の方法により登記事項証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所</p> <p>2～7 （略）</p> <p>第三十七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 登記事項証明書の交付の請求は、前二項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。</p>	<p>（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>第三十六条 登記事項証明書又は令第十六条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。</p> <p>一～六 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2～7 （同上）</p> <p>第三十七条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 送付の方法による登記事項証明書の交付の請求は、第一項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合には、請求人は、送付先の住所を請求情報の内容としなければならない。</p>

(登記事項証明書の作成及び交付)

第三十八条 (略)

255 (略)

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

(登記事項証明書の受領の方法)

第三十八条の二 第三十七条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付の請求をした者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ及びロを除く。)、第四十八条(農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記(信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号

(登記事項証明書の作成及び交付)

第三十八条 (同上)

2 (同上)

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

(新設)

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ及びロを除く。)、第四十八条(農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記(信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号

に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。)を申請する場合にあつては、同条第一項第五号を除く。) 、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四百四十六条、第四百四十八条から第五十五条まで、第六百六十三条から第六百六十六条まで、第六百六十七条(第一項第三号ロ及びハを除く。) 、第六百六十八条(第一項を除く。) 、第六百六十九条(第一項を除く。) 、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十六条(第三項を除く。) 、第七百七十八条、第七百七十九条、第八百八十一条(第二項第三号を除く。) から第八百八十二条の二まで、第八百八十三条第一項第二号及び第二項、第八百八十五条、第八百八十六条、第八百八十八条、第八百八十九条(第一項を除く。) 、第九百九十条から第九百九十二条まで、第九百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八百八十一条第二項及び第八百八十五条第一項第一号イを除く。) 中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。)を申請する場合にあつては、同条第一項第五号を除く。) 、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四百四十六条、第四百四十八条から第五十五条まで、第六百六十三条から第六百六十六条まで、第六百六十七条(第一項第三号ロ及びハを除く。) 、第六百六十八条(第一項を除く。) 、第六百六十九条(第一項を除く。) 、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十六条(第三項を除く。) 、第七百七十八条、第七百七十九条、第八百八十一条、第八十二条、第八百八十三条第一項第二号及び第二項、第八百八十五条、第八百八十六条、第八百八十八条、第八百八十九条(第一項を除く。) 、第九百九十条から第九百九十二条まで、第九百九十五条、第九百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八百八十一条第二項及び第八百八十五条第一項第一号イを除く。) 中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)

(略)	第百八十一条第二項第 四号
(略)	法第三十四条第一項 各号及び第四十四條 第一項各号(第六号 及び第九号を除く。)に掲げる事項
(略)	農業用動産の表示
(同上)	第百八十一条第二項
(同上)	不動産所在事項、不 動産番号
(同上)	農業用動産の表示

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第三十五条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十条、第一百四十六条、第四百四十八条から第五百五十五条まで、第六十三条から第六十六条まで、第六十七号（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六十八号（第一項を除く。）、第六十九号（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七十六条（第三項を除く。）、第七十八条から第八十条まで、第八十一条（第二項第三号を除く。）、第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十五条から第八十八条まで、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合に</p>	<p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第三十五条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十条、第一百四十六条、第四百四十八条から第五百五十五条まで、第六十三条から第六十六条まで、第六十七号（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六十八号（第一項を除く。）、第六十九号（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七十六条（第三項を除く。）、第七十八条から第八十二条まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十五条から第八十八条まで、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第</p>

において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百条、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第八十一条第二項第四号	読み替える規定
(略)	法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項	読み替えられる字句
(略)	建設機械の表示	読み替える字句

一項第五号イ、第一百条、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)	第八十一条第二項	読み替える規定
(同上)	不動産所在事項、不動産番号	読み替えられる字句
(同上)	建設機械の表示	読み替える字句

十三 夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（準用）</p> <p>第十四条 不動産登記規則第九十三条（第一項第五号及び第六号を除く。 。）、<u>第九十四条、第九十七条第五項及び第六項、第九十七条の二、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条並びに第二百五条第一項及び第二項の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第十四条 不動産登記規則第九十三条（第一項第五号及び第六号を除く。 。）、<u>第九十四条、第九十五条、第九十七条第五項及び第六項、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条並びに第二百五条第一項及び第二項の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。</u></p>

改正案	現行
<p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第十二条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(2)、(3)、(5)及び(6)を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項（第四号を除く。）及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第九十二条、第四百四十六条、第四百四十八条、第五百十条から第五十五条まで、第六六十三条、第六百六十四条、<u>第八十一条（第二項第三号を除く。）</u>から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十五条、第八十九条第一項前段並びに第九十二条の規定は、企業担保権に関する登記に準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定</p>	<p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第十二条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(2)、(3)、(5)及び(6)を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項（第四号を除く。）及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第九十二条、第四百四十六条、第四百四十八条、第五百十条から第五十五条まで、第六六十三条、第六百六十四条、<u>第八十一条、第八十二条、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十五条、第八十九条第一項前段並びに第九十二条の規定は、企業担保権に関する登記に準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）</u>中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人</p>

者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第百八十一条第二項第四号	(略)	読み替える規定
(略)	法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号(第六号及び第九号を除く。) に掲げる事項	(略)	読み替えられる字句
(略)	企業担保権設定者の商号 及び本店	(略)	読み替える字句

「とあるのは「企業担保権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	第百八十一条第二項	(同上)	読み替える規定
(同上)	不動産所在事項、不動産番号	(同上)	読み替えられる字句
(同上)	企業担保権設定者の商号 及び本店	(同上)	読み替える字句